

岡崎市動物行政推進懇談会要綱

(目的)

- 1 岡崎市における動物行政に関する施策について、有識者等から意見・提言を求め、施策に反映させるとともにより効果的かつ円滑に施策を推進させることを目的として、岡崎市動物行政推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

- 2 懇談会は、次の事項について協議等を行う。
 - (1) 動物行政の施策に関すること。
 - (2) 岡崎市動物行政推進計画に関すること。
 - (3) その他、必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 3 構成員は、学識経験を有する者、動物関係団体等代表者等とする。

(庶務)

- 4 庶務は、動物総合センターにおいて処理する。

(その他)

- 5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、この懇談会において協議し定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。